

とっとり就活ソーター募集要項

1 目的

鳥取県内の企業に就職することの魅力を大学生に直接伝えることにより、I J U ターンの促進を図る「とっとり就活応援団事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたり、「とっとり就活ソーター」を県内企業の若手社員の中から公募する。

2 とっとり就活応援団事業の概要

鳥取県内の若手社員を「とっとり就活ソーター（以下「就活ソーター」という。）」に委嘱し、県と就活ソーターが一緒に大学生に県内就職を働きかけ、鳥取県内企業に就職することの魅力を大学生に直接伝えることにより、本県出身大学生等の県内就職を強化する。なお、本事業の実施にあたっては、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「定住機構」という。）に事業の一部を委託するものとする。

3 就活ソーターの役割

大学生との交流会に参加し、県内就職等の魅力を情報提供する。

（1）提供する情報

なぜ県内企業を選んだか、自らの就活の体験談、県内就職してみてどうだったか、県内での暮らしはどうか（例、通勤事情、住まい、休日の過ごし方、子育てしている方は子育て環境）など

※個別企業のリクルート活動は行わないこと。

（2）学生との交流会等への参加

県内外の大学、学生寮などで行う予定。就活ソーターの派遣は、開催する大学の要望等を踏まえ、県及び定住機構で調整の上、個別にソーターに依頼する。

1回の交流会は、就活ソーター2名から4名程度、学生20名程度で、年度内に1回以上参加していただく予定。

（3）とっとり就活応援団ミーティング

テーマを策定し、就活ソーター同士がサポート活動にかかる課題等について必要に応じて意見交換を行う。

（4）その他

- ・県が発行する就職関連の広報物への記事の掲載及び中学校、高校、大学等のキャリア教育の授業での登壇について、可能な範囲で協力すること。
- ・学生からの就職相談等への対応を行うこと。
- ・その他、鳥取県のPRに積極的に協力できること。

4 募集内容

就活ソーターの募集に当たっては、次のとおりとする。

（1）応募資格

鳥取県内企業等（県内に事業所等を置く県外企業も含む）に就職している方で鳥取県内での勤務経験がある方のうち、次のすべての要件を満たすこと。

ア 鳥取県内企業が推薦する自社の若手社員（概ね20代30代の大学卒業生等）で鳥取県内企業のPRや鳥取県のイメージアップに協力できること。

※個別企業のリクルート活動は行わないこと。

イ インターンシップの受け入れや女性活躍、障がい者雇用等多様性を認め働きやすい職場づくりを行うなど、国または県等と連携して若者の県内就職促進に向けた取組を行うことができる企業の社員であること。

ウ 学生との交流会、とっとり就活応援団ミーティング等に参加できること。（年度中に1回以上可能な範囲で参加。）

エ 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。

オ 鳥取県議会議員及び鳥取県職員でないこと。

(2) 応募方法等

サポーターとして申し込む場合は、次のア又はイにより提出先に必要事項を記載した書類を郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかにより提出すること。

ア 任命期間満了後も継続を希望する場合

提出書類:とっとり就活サポーター継続意向申出書(本事業実施要領様式第2号)

イ 新たに就活サポーターとして申し込む場合

提出書類:とっとり就活サポーター登録申込書(本事業実施要領様式第1号)

(3) 提出先

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話 0857-26-7487 ファクシミリ 0857-26-8742

電子メール jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp

(4) 任命の時期及び任期

ア 令和6年度中に任命した場合(継続任命の場合も含む)

令和9年3月31日まで

イ 令和7年度以降に新規に任命する場合

任用年月日の属する年度から起算し、3年度目の3月31日まで(※)

※令和7年9月1日任命の場合、任期は令和10年3月31日までとする。

5 就活サポーターの決定

応募書類による書類選考により決定する。選考に当たっては、人口減少社会対策課長が候補者を選定し、輝く鳥取創造本部長が決定する。

6 決定後の手続等

選考結果については、応募者全員に通知する。

7 その他

(1) 応募に際して提出された書類は就活サポーターの決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。

また、提出された書類は返却しないこととする。

(2) 就活サポーターが、交流会等に参加する場合には、県の旅費規定に基づく旅費を支給する。

(3) (2)とは別に、交流会等へ参加する場合、謝金又は県産品等の謝礼品を支給することができる。

(4) 任命期間中にやむを得ない事情等により、就活サポーターを辞退する場合は4(3)記載の連絡先に、電話又はメール等でその旨を連絡することで、辞退の申出とみなす。